第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」 創刊号発刊業務 仕様書

1 業務名

第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号発刊業務

2 目的

第72回全国植樹祭を広く一般に広報するため、第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号を発刊することを目的とします。

3 業務委託期間

委託業務契約締結日より令和元年12月27日まで

4 広報誌作成の内容

提案作品は第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局提供する資料に従い作成して ください。

本文の原稿、写真等については事務局から提供したものを使用してください。その他の仕様については、別添印刷製本仕様書に記載のとおりとします。

5 成果品の提出

- (1) 第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号 A3判両面カラー印刷(二つ折り) 25,500部
- (2) 上記広報誌の完成原稿および電子ファイル (PDF) (CDまたはDVD) 2枚

6 第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号作成における留意事項

- (1) 作成する第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号の内容は、企画提案書の提案作品から追加、修正を要請することがあります。
- (2) 企画提案書の提案作品は、実際の発行に即して作成してください。
- (3) 提案作品に使用する用紙は、印刷製本仕様書に記載の用紙と同一の用紙を使用してください。インクの種類には特に指定はありません。
- (4) 本文のフォントはユニバーサルデザインに配慮したフォントとし、ヨコ書きを 基本とします。
- (5) 文字サイズは特に指定しませんが、読みやすさに配慮してください。
- (6) 読者が関心を持てるタイトルや見出しを工夫してください。
- (7) 読者が読みやすく、親しみやすいスタイル(文字数、文字サイズ・フォント、 色づかいなど)となるように配慮してください。
- (8) 原則として、表記する漢字(以下に示すもの)にルビをふります。 小学校学習指導要領における学年別漢字配当表に掲載されていない漢字 県名以外の地名

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせる ことはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務につい ては、業務の一部を委託することができます。
- (2) 受託者(再委託を受けた者も含む。)は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこととします。
- (4) 第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号の作成にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこととします。
 - なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該 著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続き は受託者が負うこととします。
- (5) 第72回全国植樹祭広報誌「植樹祭便り・緑のしずく」創刊号およびその素材、 成果品についての物権および著作権は、正当な手続きにより使用または借用した 第三者のものを除き実行委員会に帰属します。

印刷製本仕様書

令和	1元 年	11 月 日 第7	72回全国植樹祭》	滋賀県実行 委	員会事務局	担当者:	南出 友浩	外線TEL: 077-528-3970
品名			数量		納期		受注者	
		祭広報誌 ・緑のしずく」	25,500部 伝票等(1冊あたり) (枚 ×		12月中旬		金額	
A3								
種類		☑ 入力 【一枚もの		□ \\ \;	h		入力	補足説明
原稿の状態 データ形式 イラスト・写真 ※印刷業者がデータ を用意する点数			記載)(1 点) (イラスト (白黒写真 (15-写真 ((点)	((イラス 白黒写	写真 (点)	── 原稿は企画提案書の提案作 ── 品をもとに、契約後、校正を行い、完成した成果物です。
~-	 -ジ数	(4	頁)	(頁)	(頁)	
紙質		コート紙 110kg () () ()						
環境対応		グリーン購入法	装適合					
印刷方法	印刷その他	片面刷り (4 両面刷り (4) 減感 偽造防	4) 置		(0) (/ 0)	片面吊	間り (/) 偽造防止加工	-
仕上	_がり	□ 穴あけ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	二つ折り 二つ折り 	1日 背文	角	<u> </u>	T	
校正	回数	C C C 1回 なし 1回 ▼	2 <u>9</u> <u>3</u>	3 <u>0</u> 4[回以上(校正刷りの部	
TXIL	色校正	<u>色校正あり</u>	~~~	簡易色校正	本紙校	IE	本機本紙校正	
分納		なし あり ※ 「あり」の場合は「配			民情報室は分納先 い。	:に含みます	ナ。 	
特記事項 (特に注意すべき 事項を詳細に記 入)		- 表紙、紙面の写真の)色合いが美しく日	卩刷されるよう	お願いします。			

(注)受注者は、裏面(または別紙)の「その他遵守事項」を遵守すること。

その他遵守事項

- 1 頭書の印刷物を、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局の指示する納入期限内に、仕様書や原稿等に基づき作成 すること。
- 2 第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局から渡されている原材料や原稿、見本等を善良な管理者の注意義務をもって 保管するとともに、原稿や見本等は印刷物の納入と同時に返還すること。 また、受注者の責めに帰する事由によりこれらを滅失またはき損したときは、これに相当する金額を賠償すること。
- 3 印刷が完了し納入をしたときは、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局の検査員の検査を受けること。
- 4 3の検査に合格した印刷物については、速やかに第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局に引渡しを行うとともに、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局に支払請求書を提出すること。 なお、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- 5 4の引渡しの前に第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局、受注者いずれの責にも帰することができない理由により 生じた印刷物についての、損害は受注者の負担とする。 また、4の引渡しの後、当該印刷物にかくれた瑕疵があったときは、その補修、取替えまたは損害賠償の責めを負うこと。
- 6 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて年2.7パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局に支払うこと。なお、延滞違約金徴収の日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。
- 7 この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供しないこと。ただし、あらかじめ第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局の承認を得た場合、または債権のうち売掛債権に限り信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し譲渡する場合については、この限りでない。
- 8次のいずれかに該当する場合、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局はこの契約を解除できるものとする。
 - (1) 自らの責めに帰する事由により、納入期限内に成果品が納入できなかったとき、または納入できる見込みが明らかにないとき。
 - (2) この契約の遵守事項等に違反し、それにより契約の目的を達することができないとき。
 - (3) 受注者、受注者の役員等または受注者の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。 ア暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に 規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または 暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団 の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウから才までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 9 物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境に やさしい運転に努めること。
- 10 工程の一部を外部委託により遂行することも可とする。
- 11 不当介入を受けた場合は、ただちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- 12 以上の事項のほか、必要な事項については滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)およびその他の法令の定めるところによること。なお、この契約に関し疑義が生じたときは、その都度双方が協議して定めるものとする。